



# ウメソー通信

平成 30 年 3 月号

## 今月のトピックス

### 家の中の花粉を減らす住環境の作り方

今頃から春にかけてスギ花粉の飛散量は増えていきます。日本人の4人に1人は花粉症といわれ、この季節は鼻水や目のかゆみなどの症状に苦しむ人も少なくありません。

「つらい症状を少しでも軽減するため、花粉を減らす住環境作りをはじめてみませんか？」そうアドバイスをしてくれたのは、家事・掃除・住宅アドバイザーの藤原千秋さんです。掃除や洗濯の工夫で花粉を減らす、次の5つの方法を実践してみましょう。

1. 洗濯物を部屋干しにする  
濡れた繊維は乾くと縮む性質があるため、洗濯物を外に干すと繊維の奥に花粉が入り込み、はらっても落ちません。どんなに天気の良い日でも、この時季の洗濯は必ず部屋干しにしましょう。
2. 花粉飛散の少ない時間帯に換気をする  
スギ花粉の飛散時期は、窓を開けないという人も多いようですが、1日に1回は換気をするようにしましょう。部屋の空気を入れ替えずにいるとダニやカビが増え、花粉症と似たアレルギー状態を引き起こす危険があります。花粉の飛散が少ない早朝や夜に窓を2ヶ所以上開け、部屋全体の空気を入れ替えるのがおすすめです。
3. フローリングワイパーなどで花粉を拭き取る  
部屋に入りこんだ花粉が床に落ちるのは朝です。朝一番にフローリングワイパーを使って花粉を拭き取りましょう。掃除機を使うと風で花粉が再び舞い上がり、空気中に戻るのを要注意です。
4. 花粉を部屋の中に持ち込まない  
洋服ラックを玄関に置き、外出時に着ていたコート類をリビングや寝室に持ち込まないようにしましょう。また、帽子やズボン、スカートなど付着した花粉は、静電気の起きにくい馬毛や豚毛の洋服ブラシを使って、玄関に入る前に落とすように心掛けましょう。
5. 枕にタオルを敷いて花粉をつけない  
枕に花粉が付着すると、就寝時、つらい症状に悩まされることがあります。あらかじめ枕の上にタオルを敷いておき、寝る寸前に外すことで、花粉が枕へ付着するのを防いでください。

以上

※掲載内容の無断転載を禁じます

#### 監修者：藤原千秋さん 家事・掃除・住宅アドバイザー

大手住宅メーカー営業職を経て、主に住まい・暮らしまわりの記事を専門に執筆し18年目。現在はライティングの傍ら関連の企画広告商品開発アドバイザーなど多様な業務に携わっている。プライベートでは三児の母。著・監修書に『この一冊ですべてがわかる！ 家事のきほん新事典』（朝日新聞出版）など。総合情報サイト「All About」のガイドとしても活躍中



株式会社 ウメソー

〒733-0002 広島県広島市西区楠木町3丁目16-4-2

TEL: 082-238-2332 FAX: 082-230-2442

# 安全運転のポイント

前車に異常に接近し進路を譲るよう威嚇する「あおり運転」等の悪質・危険な運転を未然に防止するため、警察庁より「あおり運転」等に対する捜査や取締りを強化・徹底する旨の通達が出されました。今回は、その内容をご紹介します。



## 「あおり運転」等の取締り強化

### ◆妨害目的の行為には特に厳しい取締り

「あおり運転」等を未然に防止するために、特に妨害を目的とする行為に対しては、下表にあるように運転の態様に応じて、車間距離保持義務違反、進路変更禁止違反、急ブレーキ禁止違反など、さまざまな道路交通法違反を適用した取締りが行われます。

### ◆危険運転致死傷罪や暴行罪の適用も

「あおり運転」等により死傷事故を起こした場合は、「危険運転致死傷罪」（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の第2条第4号「人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為」）が適用されることもあります。

また、故意に自車を他人の車に著しく接近させるなどの行為が、相手に対する有形力の行使

（有形力の行使とは、殴る、蹴るなどの行為が代表的なものです。必ずしも身体的接触が必要とはいえないとされています。）と認められる場合には、暴行罪が成立することもあります。

### ◆点数制度によらない免許停止処分

「あおり運転」等に暴行罪などが適用される場合や、あおり運転等に起因し暴行、傷害、脅迫、器物損壊などが伴う場合には、違反の累積点数が免許停止処分の基準に達していなくても、「危険性帯有者」として6か月を超えない範囲で免許停止処分を受けることがあります（道路交通法第103条第1項第8号）。

「危険性帯有者」とは、自動車等を運転することで著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者をいいます。例えば、危険ドラッグを車内に所持していた場合、そのとき使用していなくても「危険性帯有者」として免許停止処分を受けることがあります。

## ■妨害を目的とする運転の態様と違反の種別（警察庁通達別添）

運転の態様(例)	違反の種別(道路交通法)
前方の自動車に激しく接近し、もっと速く走るよう挑発する	車間距離保持義務違反(法26条)
危険防止を理由としない、不必要な急ブレーキをかける	急ブレーキ禁止違反(法第24条)
後方から進行してくる車両等が、急ブレーキや急ハンドルで避けなければならないような進路変更を行う	進路変更禁止違反(法第26条の2第2項)
左側から追い越す	追越しの方法違反(法第28条)
夜間、他の車両の交通を妨げる目的でハイビームを継続する	減光等義務違反(法第52条第2項)
執拗にクラクションを鳴らす	警音器使用制限違反(法第54条第2項)
車体を極めて接近させる幅寄せ行為を行う	安全運転義務違反(法第70条) 初心運転者等保護義務違反(法第71条第5号の4)